

議員提案第1号

新潟市議会委員会条例の一部改正について

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年5月19日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

志田常佳
渡辺仁
田辺新
阿部松雄
皆川英二
渡辺有子
五十嵐完二
渡辺和光
加藤大弥
金子益夫
串田修平
小泉仲之
佐藤誠

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務常任委員会の項中「14人」を「12人」に改め、同条第2項文教経済常任委員会の項中「14人」を「13人」に改め、同条第2項市民厚生常任委員会の項中「14人」を「13人」に改め、同条第2項環境建設常任委員会の項中「14人」を「13人」に改め、「及び下水道課」を削る。

第4条第2項中「15人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。